

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例

総社市都市計画税条例（平成17年総社市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 略 （法附則第15条第36項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 8～16 略 17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項</u>、第37項、<u>第41項</u>若しくは<u>第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 1～4 略 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 8～16 略 17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項</u>まで、第37項、<u>第38項</u>、<u>第42項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

改正後	改正前
18 略	18 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。